

1 議事日程

6月9日（最終日）

- 日程第1 議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願
- 日程第9 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

欠員（2名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦 副町長 北川眞木夫

総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主 査 大久保美保

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

去る5月26日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第1、議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第31号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、起立により採決をとらせていただきます。

それでは、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第2、議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第32号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

これは、マイナンバーで税務情報などの添付書類が不要になることが利便性が高くなる具体例として挙げられています。南知多町として大きなメリットとなるのは、他の自治体から転居してきた場合の前年度の税情報について、添付書類が不要になるという答弁でした。これまでは住所、氏名を書けばよかったものが、今度はさまざまな書類にマイナンバーを書くことが求められることになり、かえって不便になります。

マイナンバー法では、法により利用が定められた事務以外にも、自治体で条例を定めることにより独自に利用することができるかとされています。一見、地方自治体の自主性を尊重しているように思えますが、そうではなく、国はこれまで南知多町が税情報等の連携を進め、処理時間の短縮を行ってきたものについても新たに条例に規定することを求めています。今回の条例案は、国と自治体の情報連携を一層深めるものです。マイナンバー制度の拡充であります。

日本共産党は、マイナンバー制度そのものについて、3点の理由から反対しています。

1点目は、情報流出の懸念。2点目は、国家による多岐にわたる個人情報の集積を許していいのか。3点目、マイナンバー制度の導入には毎年の維持管理費が3億円に上るなど巨額の経費が投じられているにもかかわらず、住民に対して支出に見合う便益は示

されていないことです。

以上の3点を踏まえ、このマイナンバー法の拡充である議案第31号、32号についての反対の意を表して討論といたします。

以上です。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第3 議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について**

○議長（松本 保君）

日程第3、議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第33号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第4、議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第34号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第5、議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第35号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第6、議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第36号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第37号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、寄附金を財源とした教育予算の増額補正ではあるが、本来、寄附金の使い道については、受け入れた町側に裁量があるのではな

いか。答弁としまして、今回は、師崎出身の寄附者が母校の教育振興のために使ってほしいとの申し出をいただいたものであり、寄附者及び学校の意向を尊重し、使い道を決めさせていただいたものであります。

次の質疑としまして、寄附をされた方の氏名や金額は公表するのか。答弁としまして、寄附者からは匿名を希望する旨の申し出がされていませんので、町広報に氏名、金額を掲載します。

福祉課関係について、質疑としまして、社会福祉協議会補助金の対象となる社会福祉協議会事務局職員は何名ほどいるのか。答弁としまして、事務局長1名と職員4名の計5名です。

次の質疑としまして、社会福祉協議会事務局職員の人件費に対する補助金の増額は、人事異動による人員増があったためか。それとも、職員の役職が上がったためか。答弁としまして、事務局の新人職員が2月末に退職し、その補充としてケアマネ部門の職員を異動させましたが、若い職員のかわりに経験のある職員となったことと、職員の昇格があったため、増額となりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第37号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願

○議長(松本 保君)

日程第8、請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成少数により、本請願を不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第9 閉会中の継続審査(調査)について

○議長(松本 保君)

日程第9、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

○議長(松本 保君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

[閉会 9時52分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員